

遠阪トンネル有料道路	一般国道483号のうち朝来市山東町柴から丹波市青垣町遠阪まで	昭和52年5月25日から平成38年1月18日まで	普通車	300
			中型車	350
			大型車	500
			特大車	850
			軽自動車等	200

- 2 回数券の割引率は、2割以内とする。ただし、大量の通勤者、通学者等の通行に資すると認められる路線バス（道路運送法〔昭和26年法律第183号〕第4条の規定により免許を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）については、特別措置として回数券の割引率を3割とする。
- 3 自動車等の種類については、別表－1のとおりとする。
- 4 「ハイカ・前払」残高管理サービスの割引率は、1割4分以内とする。
 - (1) 「ハイカ・前払」残高管理サービスを適用する自動車は、ETCカード（東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社が定める「ハイカ・前払」残高管理サービス利用約款に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車とする。
 - (2) 「ハイカ・前払」残高管理サービスにおいて、障害者割引を受ける自動車は、障害者割引を適用した後の金額に対して割引を適用する。
- 5 料金の割増金

料金の徴収を不当に免れた者に対しては、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として徴収する。
- 6 回数券の払戻し

平成18年7月21日以前に発売の旧回数券については、平成18年7月22日から平成19年7月21日の間に払戻しをする。

別表－1

車種区分	自動車等の種類	摘 要
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車をいう。
	ロ 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるものをいう。
普 通 車	ハ 小型自動車	法第3条に規定する小型自動車（ロに該当するものは除く。）をいい、専ら人を運搬する構造のものにあっては、乗車定員が10人以下のものをいう。
	ニ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で専ら人を運搬する構造のものうち、乗車定員が10人以下のものをいう。
	ホ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のものをいう。
中 型 車	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので3車軸以下のもの）	法第3条に規定する普通自動車で専ら貨物を運搬する構造のもの（以下「普通貨物自動車」という。）のうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので車軸数の合計が3以下のもの又は、被けん引自動車を連結していないセミトレーラー用トラクター（2車軸）をいう。
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの）	法第3条に規定する普通自動車で専ら人を運搬する構造のもの（ニに該当するものを除く。以下「乗合型自動車」という。）のうち、乗車定員が29人以下のもので車両総重量8トン未満のものをいう。
	チ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びハ又はニに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両をいう。
大 型 車	リ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので3車軸以下のもの及び車両総重量25トン以下のもので4車軸のもの）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので車軸数の合計が3以下のもの（ヘに該当するものを除く。）及び車両の総重量が車両の通行の許可の手続き等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第1号から第5号まで（第2号イを除く。）に定める限度以下で車軸数の合計が4のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラー用トラクター（3

	ヌ 乗合型自動車 (路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等) ル けん引自動車が普通車、中型車又は大型車(2車軸のもの)である連結車両	車軸)をいう。 乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもののうち道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の規定による免許をうけて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該免許に係る路線を定期に運行するもの若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貨物旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号の規定による許可を受けて、当該許可に係る路線を運行するもの又は車両総重量8トン以上のもののうち乗車定員が29人以下のもので車両の長さ8メートル未満のものをいう。 ハ又はニに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が2以上のものとの連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車で車軸数の合計が2のものとの被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両をいう。
特 大 車	ヲ 普通貨物自動車 (4車軸以上のもの) ワ 大型特殊自動車 カ 乗合型自動車 (その他) ヨ 連結車両	普通貨物自動車で車軸数の合計が4以上のもの(リに該当するものを除く。)をいう。 法第3条に規定する大型特殊自動車をいう。 乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもの(ヌに該当するものを除く。)をいう。 けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(ホ、チ又はルに該当するものを除く。)をいう。

兵庫県道路公社公告第76号

道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第10条の規定に基づき、平成15年兵庫県道路公社公告第67号(遠阪トンネル有料道路ほか3道路の料金(身体障害者に対する料金の割引)の変更)の一部を次のように改正し、平成18年7月22日から適用するので、同法第25条の規定に基づき公告する。

平成18年7月21日

兵庫県道路公社

理事長 陰 山 凌

1を次のように改める。

1(1) 適用道路名

遠阪トンネル有料道路

(2) 適用範囲及び割引率

障害者に対する料金の割引(以下「障害者割引」という。)については、以下のとおりとする。

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条に基づく福祉に関する事務所(市町村が設置したものに限る。)又は当該事務所を設置していない町村において、事前に本割引適用のための必要な身体障害者手帳又は療育手帳への必要事項の記載の手続がなされ、当該手帳に自動車登録番号又は車両番号が記載された